

## 「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」からの主な改正

### 暫定版項目 2 「対象となる緊急事態等」

マニュアルで定めることとし、基本指針からは削除

### 暫定版項目 8 「緊急対策本部の設置」及び 9 「関係府省連絡会議の開催」

マニュアルで定めることとし、基本指針からは削除

### 前文

基本指針とマニュアルとの関係を明確化

「本指針は、「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル」（平成 16 年 月 日関係府省申合せ。以下「マニュアル」という。）に即し、・・・」を追加

### 3 「連絡要領」（2）

マニュアルに合わせて、食品安全担当大臣への報告を規定

「委員長は、事務局長からの報告を受け、食品安全担当大臣に対する報告必要であると判断した場合において、事務局長に対し、速やかに食品安全担当大臣への報告を指示することとする。・・・」を追加

### 4 「対応策の決定過程等」

委員会がどのようにして緊急時における対応策を決定するかを明確化するため、新たに項目を追加

### 6 「食品健康影響評価」及び 8 「リスクコミュニケーション」

委員会の役割の大きな柱であり、緊急時においても重要であることから新たに項目を追加

### 10 「事後検証及び指針の改定」

事後検証を誰が行うかを明確化

「また、委員会は、緊急時対応専門調査会に対し、当該記録を参考として、委員会の緊急時対応の問題点や改善点等について事後検証を行うよう指示することとする。」と修正

その他、全体的に文章をわかりやすくするため、主体となる課等を主語とした文章に修正

